



裝東要領鈔  
首



裝束要領鈔序



紀稱神也投御冠於安河邊織神衣於齋服殿衣冠之權輿其來也舊矣應神帝效百濟衣服以少草其製厩戶皇子始定冠位十二階大寶以降沿唐衣服而其製大同小異蓋本邦通中華也始于漢盛于唐此時朝廷命賢臣因循于往古之衣冠而折衷于漢唐之製其好者沿

焉不好者草焉而為。本邦之文物千歲  
不易之定式也。如宋景濂謔曰：子素猶效  
漢衣冠元是。本邦之古傳也。豈效漢唐  
之製而已乎。顧夫聖世始為衣冠而美孔  
俗以正上下禮儀人而無禮儀則何為  
人豈非當務之急乎。然其典故舊籍藏于  
搢紳家而不能行于世。奎井義知氏有慨  
于此故索搜。本邦正史及諸家典籍群

以拔之精以萃之不雜。片言半句之臆說  
而成一書。矣學古禮者就此而正之則豈  
有孫衣黃裏之失乎。義知子者予之故舊  
也。乞請之序故為之云云。  
正德丙申孟春望日牛山翁香月啓益甫  
揮筆於京師為第街寓居



庚辰庚辰

養老要領鈔序

公事に大儀中儀小儀あり冠服も晴と褻と尋常のり  
ちよときく冠制服制の成るは後代始ありと凡冠服  
神代よおこるるといふと其形状階級のらるるか  
ど人代ふむりて 推古天皇御宇より 天武の朝よ  
及く階よふ冠制ありこれと冠位といふゆゑを  
文武天皇名大寶乃らるるめ皆漆れ有文帝の冠ふ

改る多しぬ是今の冠若元あり其服制親王四品已上  
諸王諸臣ハ一位ハ深紫衣諸王の二位已下五位已上諸臣の二  
三位ハ浅紫衣四位ハ深緋衣フキキ五位ハ浅緋衣六位ハ深緑衣七位  
ハ浅緑衣八位ハ深縹衣初位ハ浅縹衣と名と是令制あり  
各當色ゆへゆりて其法をのちと若法またふ人  
のまはこむれを以古今の通例也とゆりといふも何よ  
うりて改革増減ゆり世ふほひく質素文飾とあり

中古小むく二位といふと大臣あるは深紫の衣とゆり  
六位已下初位といふくも服色とほりて深緑深縹ハ  
衣と名しゆひし物ふ寛弘以來四位已上皆一色若  
黒袍に染りて椽の名とかり五位ハ茜衣も蕪芳  
うり六位乃青衫も八位初位ハ縹小かり七位已下ハ階  
級もいふ服色の制を多しゆり歴代轉變しゆり  
といふも其制時くく成く大臣納言參議ハ下襲

の裾者長短よみ多。公卿と四位の侍臣は差別ハ袴。襲は  
 文乃有あり。小なる。但四位は人と禁色とゆるたすふる  
 公卿は似く裾短し。五位六位はとのつう。位袍より、  
 冬は短く、夏冬は似く。各故實を多  
 又烏帽子ハ紗帽乃製ふあり  
 狩衣指貫も布は短く。後世六位以上の襲は  
 往古庶人の服なり。後世六位以上の襲は

服とかわり。朝服は、  
 巳下の服は固より。雑袍と持う人とし。と  
 烏帽子狩衣と。内小糸。但例ハあまた  
 可なり。素より蒙昧。適冠服ハ故事と  
 存知んと此一隅ハ。徒ハ艱難と年齢小  
 の。傍人ハ勤學。て。作さう  
 やめり。今空鶴髪ハ衰老と。筋力漸疲て驥驢の。

然りと嗜好の道いよく舎措くく國史令式百家はら  
 古よりあひ今に便する事とらぐり素々、當國のこ  
 すく初心の目るもかゝるるは雲客は裝束式と外  
 あくく、卿相の衣裳は事と内ふこのく梗概の一筋  
 を書るる、且問答とくくして本文の餘意とありきり  
 然りと元禄己卯年仲春本主四辻故宰相中將公韶卿の  
 一覽よ入く、跋及題名とらぐりて是と装束をたはるるべ

とらり然りとをねんやとく、筆削年、つらく、い  
 るめざり、く、爰よ徳田良方といふもの、予、從遊、  
 く先此書と研究、く訪て要をらぐり討ツツ子く義と  
 たり能其名實とら、其旨趣と辨明とく、自教龜頭  
 傍註をくく、後小古今女房若衣裳は用と附く、又  
 め、貴家乃題名とら、更よ裝束要領鈔と号く、  
 是と梓よりりぐめんところ、愚、ありてひて僻言わん

事と云ひ頭とありて諾りども于時良方かゝ縁くいつく  
せんよ未成の草藁散亂しとせふゆり。幸よ今潤色  
して新ふるゆり書と出して人れ惑ひとさうんり  
とらゝむとさうんりとせむらりと存るのこ

正徳六丙申年青陽人日桃華坊中陳人壺井安義知著

長束帶立於朝

○大學衍義補  
卷九束以革帶

冠文武天皇本

實元年三月甲

午朔制皆用漆

冠○衣服令用  
頭巾字○國史

用幞頭字○和  
名鈔亦同和訓

加字布利

男官裝束要領鈔上

束帶之具

袍以下の裝束表袴と着る者

冠  
每綫

禁秘御鈔文

いかにハ厚額薄額半額透額ゆり近代々のこ

ゆりてこふ分明なるいませにのりて用る

亦乃透額の冠ハ十六歳の春まであまきと用ひ

まほよのつひれ冠と用ひ給ふなりいよ

用ひらるる亦ハ故實さほく子細かゆ

いへともを比の祚かくれ。凡冠了



羅賦役令義解  
羅者縷之屬織  
有邪文者也○  
和名鈔羅骨何  
反此間云良一  
云蟬翼

有文無文冠衣  
服今五位已上  
皂羅頭巾六位  
已下皂縵頭巾  
義解縵無文縵

和名鈔縵於  
盈又俗云燕尾  
○江家次第結  
燕尾解縵燕尾

有文無文乃亦ありよのほのハ省文乃冠衣  
用ふふ有文の冠とハ小菱の文ハ羅と  
用るなり近代ハ文乃羅織ありよ一めく  
菱れ文とら付て  
今世只縵の末ハ中子の有文ハ  
上ハ文とら付るあり  
一ハ五位以上有文六位以下ハ文  
あり志るハ今も一ハなく有文乃冠と用らる  
冠の大小ハ人乃頭によ入一冠解とて  
頭とら一ハとらハ又、縵の事古今同  
くハ近代冠のくハるに一ハ用らる但ため

巾子 和名鈔巾  
子此間中音如  
渾幘頭具所以  
挿髻者也

懸緒 古昔無懸  
緒直以縵結巾  
子而差簪故也

懸緒

やう家くハ曲流り志りとりとも位下を  
巾子よりきうハ次又人乃好ふりて縵乃  
末らりやう巾子までのま進ありハハり  
ま折筆漢よの縵のくハ巾子とあどと  
よむなり

有儀紙縵あり是とかけとと東帯のハは  
ハ殿上人をハと紙よりと用らる又案乃  
組紐と用ひるハ衣冠下のハ也ま子細

袍 和名鈔袍薄  
交反和名宇倍  
乃岐奴

延喜彈正式凡  
綾者聽用五位  
已上朝服六位  
已下不得服用

伏守護官所持  
之兵仗也

胡錄是備武之  
器武官所負者  
也有平胡錄靈  
胡錄持胡錄之  
三依又隨軍用  
之詳見下卷末

袍

くろく衣冠の初りたるなり

縫腋ハキ 綱腋ハキ乃あり綱腋ハ五位以下の武官ハ

らもかき常會行幸ホの日月ひらふ至公卿ハ

武官とくも綱腋と月ひらふとのつらハ

不論文官武官縫腋ハ月ひらふ延喜兵部式云

凡武官五位以上朝服皆聽着欄ハキ但立仗日不須

彈止式云凡諸衛府五位以上通着其着胡錄ハキ并立

仗之日著位襖但參議已上不在此例ハキ然縫腋

位襖者關腋之  
舊名見衣服令  
義解

位色 每階分色  
見衣服令其添  
式詳見延喜縫  
殿式

五倍子鐵添平  
層已來以紫深  
緋添易五倍子  
鐵添故全黑是

以俗云據也此  
據萬葉集乃禁  
忌之稱也蓋有  
別名乎可尋之

とは袖の下よりすそまでぬひつけたり

故見和名鈔「ハキ」のうへ乃さぬともハキ綱腋

こハ袖乃下よりすそまでぬくとぬくさる也

かろゆへハハキ見和名鈔ハハキハハキハハキ

縫腋ハハキハハキハハキハハキハハキ

ハハキハハキハハキハハキハハキハハキ

一位深紫二三位浅紫一位深緋五位浅緋

と云正曆乃比より給るよりなりて一位

已上五倍子鐵添と月ひらふよりまじり

（異）文者定文之外也。三條家大龜甲。花山大炊家。龜甲。西園寺家。丁子唐草。久我家菱之類也。

（緋）以蕪芳。赤者非也。本色以茜。赤之。故茜云之。赤緋草。

（單）和名鈔釋名云。無兼日。單。今按古直著身之衣也。和名鈔作相字。註女人近身之衣也。然則不合男服。延喜式作禰字者。是此服也。乎有單禰。禰也。下。重半臂之特著。半臂下。禰單等上之衣也。

表ハ綾文ハ大掖。唐草。輪無等あり或ハ

家よりして。唐唐草禰古云輪有是乎の相遠。何色カ

多分ハ梅三條裝束抄なかり又太臣に色同りてハ異。文

として各別あり是を家色同くれば表かりり

も不敷多表古記表み表り裏平縮表夏

より秋マシウメノま文色く生薄物同右五位緋今世以蕪

縮文ハケ以下夏冬の替りハ赤ハケふハケりハケれ

平縮ハケハ文ハケなハケり縮ハケとハケりハケ六位以下乃文同

略ハケ之ハケ

緑ハケ袍ハケナリ

大帷自夏至秋赤自冬至春白

いハケハ汗取見勢抄の帷と名付て夏ハケりハケ月ハケひ

ゆハケひハケ也近代夏冬ハケもハケに帷と用ハケひハケらハケり

事ハケも衣文乃ためハケなりハケと古ハケ單ハケ袖ハケ下ハケ襲ハケと

次ハケぎハケして着用ありハケりハケ紙略ハケしてハケけ帷ハケは

卓ハケ下ハケ装ハケのハケありハケと付ハケ又袖小卓ハケ乃袖ハケ計ハケと

付ハケくハケ用ハケらハケりハケ存ハケよハケ是ハケを袖卓ハケとハケもハケりハケ

かくハケのハケありハケ此ハケの事ハケ頗略ハケ儀ハケあれハケもハケ久ハケく

沙ハケ流ハケりハケ存ハケれハケりハケ形ハケ式ハケ正ハケ乃卓ハケ下ハケ装ハケと用ハケひ

多ふ事一つり拍着用の多ふ邂逅のみ事也

裾 キヨ 和訓コロモノスツ  
三云キヌノシリ

同位以下冬より夏まで表白平絹 シロ 白粉張

裏平絹濃色 コキイロ 板引うてひらりと付る ウ 夏より秋

まろく生穀無文或生平絹色ハ二藍 ホ花及青花 として染

或浅黄但陰同位ハ位藏人及聴禁色殿上

人ハ公卿と同く紋あり 冬より夏まで表白 浮線綾丸裏濃色

文遠菱或板引夏より秋 折裾ハ元來下裁の裔 モスソ

おはく一ツとして下かさのひらりと事なる

濃色古以蕪芳  
深漆之是亦後  
世易五倍子鐵  
漆和名其形織  
緞視之如栗

裾下襲之裔也  
後世切離用之  
有引襟之累故  
乎其裾長短依  
世制不同凡太  
臣一丈四五尺  
大納言一丈二

三尺中納言一  
丈二尺參議八  
尺四位七尺見  
筋鈔今世所用  
如之

表袴 表 衣服令載  
白袴結緒平凡  
表袴之号出干  
本朝文粹未見  
先是者猶可考  
之

表袴

いぬへはけけるは月ひきも也但つてを  
とるも月ハ累あるより少く別々切らして  
用ひきも也 表上ハ今につけ 長短ハ官位より  
よりて相違一つり今世同位ハ位ハ腰より  
七尺但代々制符同くは自餘別記之

夏冬の差別なく裏と付るなり同位以下表  
白張平絹 或莖 裏紅平絹 或ハ板引うてむらりと  
但陰同位ハ位藏人及聴禁色殿上ハ公卿と

表袴要領少

縮線綾延喜織部式載熟線綾是也益後世以熟字易縮字云

石帶有金玉石

角魚皮等然則以石帶為總名者非也令式載腰帶者是云用國史記革帶者是云體也○延喜正式凡白玉腰帶藤三位

己巳及四位參議著用玳瑁馬腦斑犀象牙沙魚皮紫檀五位已上通用

上手手字或清或濁而讀之ニ説夫木集雜歌ありひさむらひ志つるの事れうてはけく人とせんとい

同く文有り赤大口

表白縮線綾窠霽壯年以後堅文者丸裏紅打

公卿殿上人を介地下といふとともいふととも  
十五歳以前濃色  
夏冬乃つらもなり紅生平縮式ハ紅れより  
さぬと月ひらるる衣ハ表裏ともにおり

石帯

有文玉無文玉馬腦犀角烏犀丸あはれせと  
いつきもよゝあて俗小石帯といひり本名  
是と腰帯といひ或ハ革帯といひいふハ

はかえくの帯有りといふとも今世乃所用  
木揃りのあゝ又石の帯に巡方丸鞆乃  
二揃あり但公事にいりて用らるる帯のり  
それ巡方といふ方が丸鞆といふ圓なるを  
よ近比ハ方圓相交て用ひる是通用の  
あゝ丸を救帯九甲に丸六つあ方乃  
もに方二つはく上手裾とかかる一つ  
都合十一あり或又丸八つあ方乃携み方  
一つはもり丸帯の所用依官位故實

馬腦本草綱目時珍云按增韻云玉屬也文理交錯有似馬腦因以名之曹昭格言論云非石非玉堅而且脆刀刮不動其中有人物鳥獸者最貴○犀角紋如魚子形謂之粟紋紋中有眼者謂之粟眼黑中有黃花者為正透黃中有黑花者為倒透花中銀有花者為重透並名通犀

乃上品也花如椒豆斑者次之烏犀為下品

延喜彈正式凡畫劔太刀五位已上聽之○凡刻鏤太刀非新作用五位已上著用○世俗淺深秘抄金造劔尋常不用之病老人用之

劔

何りといふと略して爰に五位五位乃おのころせり五位ハ馬腦劔尋常被用之然とも馬腦劔ハ九鞘の介巡方なり古記小見たり故に節會 行幸之日五位といとも犀角巡方と見いらる事 通例あり五位ハ犀角九鞘乃劔尋常被用之但此云行幸の日ハ犀角巡方の劔と見いらる事例なり然とも今世多分ハ方圓相交る劔と見いらるなり

大臣の時ハ金装束大納言まてハ銀ほろめと何れと近比ハあるにまてりるにりて金銀乃沙汰及るなり古記小見たり武官の人ハ職に付て劔勿論なり文官ハ勅授帶劔乃 宣下りりて劔也但武家方にハ更ハ不拘法令皆帯たりる例とあり凡公卿ハ劔劔居

本地螺鈿

二

蔣繪螺鈿靴と蔣絵めして金貝紋用之但公事に

もりてはしるしはつへー又蔣繪劔ハ卿相雲客オイミヤウケカク

ともに常劔の人紋用之又挿螺鈿エララシといふ太刀

つり是まこころ殿上人通用れり「飭抄」古記

みくろりこれ挿螺鈿といは靴乃地とまきこゑ

少く表裏挿といき紫檀或挿乃中に貝

と指なり又六位以下ハ黒漆城月白大掖かく

のあき

平緒ミラヲ紫綫シキキダシ

平緒五位已上  
同唐組六位已  
下並縁新羅組

之由貞觀有定  
制後世織平緒

是新物者乎

劔の装束或号赤滑紫革乃付ハ紫綫ムラサキダシの平緒なり紫綫

といは紫小白糸を打交てりりりりりり

綫乃字のりりりりりりりりりりりりりりりり

りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり

唐花四季乃花ウタヒス黄鳥等神妙の指なり「飭抄」古記

に足りりりり今世或ハ家の文ともまきりりりりりり

りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり

或ハ牡丹宿老木を用ひりりりりりりりりりりりり

緋地ヒナヂ藕芳綫モエキ萌黄地モウキ青綫アヲ紅梅地ベニウメ檀綫ハセ薄檀ウスハセ

白地平緒繡梅  
花号小忌平緒  
是也。鈍色平  
緒無文薄墨文  
青氣之色也号  
杏服平緒是也

本邦以詔誥直  
書笏例見承和  
中國史

異邦以紙粘笏  
上事文類聚  
續集勅本今官  
員執笏最無道  
理笏者只在君  
前詔事恐事多

須以紙粘笏上  
記其頭緒或在  
看前不可以手  
指人物使用笏

檜扇 或秘記曰  
以扇直香一見  
たり又或記笏  
代ニ用フ故ニ夏  
冬通用シテ持  
タニフト云

笏 和名佐久

淡香淡白地鈍色乃取けり然とては紫淡ハ  
不論晝夜公事ト小用ひらひといふハ公事  
にけりト用者りけりト也何ぞ故美と  
言ひて月ひらひといふト

異朝トハ臣有致命及所啓白則書其上備忽  
忘云本朝の古例も亦かくれり此のまじり

又笏紙と押まあり任納言之時著笏紙  
糸入若不具之人仰外記令書押のり古記

みみより但是ハ幸の儀より云事り  
る時乃事あり又寸法形相ハ家々様々不同  
本ハ或ハのらぬ又ハわくら乃數名あり  
より近世或ハ接於人々の意巧定らるる  
礼服着用の介ハ牙ハ笏なり号卑と  
ハ皆本笏也又笏と志やくと讀み子細  
けり事なり

檜扇

東帯のけり懐中のけり松扇の扱た



襪和名鈔說文云襪和名頭足衣也。飭鈔襪足下可有用意黑足見苦云

襪ヒツグ

杖或ハ廿八枚ヒツも白糸ヒツとしてヒツらして糸ヒツは餘り  
と板のヒツ杖ヒツを家ヒツくの文ヒツとヒツ器ヒツ物ヒツとしてヒツ程  
あまねく糸ヒツとヒツのヒツくヒツかヒツるヒツ糸ヒツはヒツとヒツとヒツと  
あきヒツにヒツとヒツなりヒツ十六歳ヒツはヒツよりヒツ廿歳ヒツとも  
を用ヒツく又ヒツ三十歳ヒツはヒツよりヒツとヒツとヒツとヒツにヒツて  
唐草ヒツと月ヒツのヒツ結ヒツいヒツるヒツもヒツるヒツ老年ヒツはヒツかくヒツれヒツと  
白平ヒツ消ヒツのヒツ紗ヒツりヒツとヒツとヒツとヒツ也ヒツ米ヒツ草ヒツのヒツおヒツ着ヒツ用ヒツはヒツ  
但老人ヒツハ衣冠ヒツ乃ヒツ河ヒツも蒙ヒツ勅免ヒツ着ヒツ用ヒツれヒツとヒツ也

履釋名履者禮也飾足為禮也  
○靴本字作鞞  
時珍云鞞皮鞋履也所以華足故字從革華○淺履往古無此名也蓋和名鈔有木履乃此履乎

履ツク靴ツク淺履

凡公事公會之所悉著靴ツク又雖非公會ツク券ツクとツクとツク  
人ハ雨泥ツクの日ハ靴ツクとツク着ツクるツクとツク延喜ツク彈ツク正式ツクハ  
凡ツクとツクりツクるツク常ツクはツク淺履ツクとツク月ツクひツクらツクるツク但履ツク敷ツク  
とツク履ツク乃ツク内ツクちツク表ツク袴ツクのツク切ツクとツクてツク張ツク之ツクをツクよツク公卿ツク并  
聽ツク禁ツク色ツクとツク人ツクハ皆ツク文ツクのツクりツクとツクかツクハ紋ツクあり

緒ツブ太ツブ

古記汪第小式井、ツク藺履ツク或ツク裏ツク無ツクとツクりツク是也ツク何ツクかツクとツク  
晴乃物ツクみツクありツク糸ツクとツクとツク今ツク持ツク之ツク草ツクのツク事ツクあり

裝束要領

東軍の内乃緒太ハ從者可有覺悟もの也

一公卿とP<sub>い</sub>と殿上人とP<sub>い</sub>ハい<sub>う</sub>福遠<sub>く</sub>引

折政園白及三公ハ是公かり大中納言。散一

位及三位以上ハ是卿あり參議ハ五位と

い<sub>く</sub>も<sub>も</sub>存卿也。六<sub>は</sub>紙<sub>と</sub>て<sub>て</sub>云卿と

P<sub>い</sub>あり又記録ハ大信<sub>と</sub>は<sub>と</sub>何<sub>ら</sub>云<sub>は</sub>ハ

大中納言參議散一位及三位已上<sub>れ</sub>り也

散位者謂有位而無官之人也前官之人猶散位也是散木之意也乎

今存此通<sub>し</sub>P<sub>い</sub>來<sub>い</sub>又卿相<sub>とも</sub>もP<sub>い</sub>かり<sub>き</sub>

抄<sub>也</sub>より<sub>り</sub>て覺悟<sub>の</sub>人<sub>一</sub>又殿上人

とハ五位六位乃人昇殿と<sub>り</sub>る<sub>る</sub>もP<sub>い</sub>

あり又ハ雲客<sub>とも</sub>もP<sub>い</sub>執<sub>り</sub>て昇殿<sub>紙</sub>

持<sub>る</sub>る<sub>る</sub>人<sub>を</sub>堂上<sub>と</sub>P<sub>い</sub>昇殿<sub>ゆ</sub>り<sub>さ</sub>ば

友人<sub>と</sub>地下<sub>と</sub>P<sub>い</sub>堂上<sub>ハ</sub>す<sub>て</sub>よ<sub>も</sub>地下<sub>ハ</sub>

お<sub>ご</sub>り<sub>て</sub>よ<sub>も</sub>P<sub>い</sub>り<sub>り</sub>習<sub>ふ</sub>く<sub>作</sub>

一殿上人<sub>と</sub>諸<sub>を</sub>吏<sub>乃</sub>東軍<sub>ハ</sub>具<sub>か</sub>ら<sub>り</sub>い<sub>て</sub>

袍<sub>の</sub>色<sub>目</sub>れ<sub>事</sub>位階<sub>乃</sub>言<sub>下</sub>よ<sub>て</sub>つ<sub>ら</sub>

自四位殿上人  
遣地下四位諸  
大夫執達如件  
恐々謹言無上  
所名字。自地  
下四位諸大夫  
遣四位雲客謹  
上執啓恐惶謹  
言見弘安禮節  
五位殿上人與  
五位諸大夫之  
禮亦同上

尸以五位袍とモ尸かり記録<sup>タウレキ</sup>當色の  
袍と着しとてとありい位にあり袍乃  
事<sup>ヨク</sup>い同位殿上人同位諸大夫五位殿上  
人六位法衣各々礼節ハ各別とていへた  
米<sup>メ</sup>軍の時袍以下皆具相違あるへうとてい  
但衣冠袴衣おとの時ハ指貫<sup>ササ</sup>おおて  
かゝり有るい也

一文官武官のよりら覚悟い

文官<sup>モシハ</sup>ハ文道の事とありてりてりてり

中務。兵部。刑部  
彈正。左右京。侍  
從。內舍人。隼人  
官及太宰府。官  
雖非宿衛官。皆  
帶劔之官也

の職とほりさると文官と尸以大層大中納言  
參議左右辨少納言以下と和經筆にの  
うう文武と尸へて少人友と尸へて  
と人官とよと尸ありひとてい武友とハ  
兵仗と帯し 禁裏内外乃守護にひハ  
武道の事にいひさつり尸官と武官と  
尸あり。大將。中將。少將。將監。將曹。と外  
左右衛門府。左右兵衛府。左右馬寮。兵庫寮の  
司乃類粗職原鈔かゝり

一 垂綏ヘイスイといひく

冠の端より密綏ケシスイ卷綏マキスイ乃二様あり其綏スイは  
 武友乃人胸腋の袍を帯り其綏スイと帯  
 すり日老然ヒロニとを綏スイとせりて用りあり  
 是とけん悉シツいしよりPペひ引糸と帯せ  
 ざる時ハきりて其の袍被着し老けと  
 うけいとも垂綏ヘイスイといひ況文官ハ袴垂綏  
 めとい密綏ケシスイとは巻ひりてせりて用ひ  
 Pペひ事ふてい

一 勅授帶劔チヨクジュウタイケンといひく

武官ハ職おほくして帯劔勿論なり文官ら  
 帯劔せざる職ありとる紙帯劔の 宣下と  
 Pペひと勅授帶劔とPペなり

一 靴クツ乃纏赤色ハ右近衛大將中少將等青色は  
 右近衛大中少將等衣著之りけりけりい  
 此通コトい哉

右記より覚Pペひは青ハ老人衣著ハ赤色  
 壮年の人被用ハ事ハ後より覚Pペ作

(禁色) 清少納言  
 枕きくしに六位  
 の者人を様で  
 たゞいひて  
 公達おきと  
 けしきあらわ  
 わわちり抱とん  
 ますもせて  
 うらまふ交  
 いろもなり

一禁色(キニシキ)とゆるさるる色はいく

禁色(キニシキ)とゆるさるるるる大臣の子孫及藏人等(シムカタ)  
 聽之(ユル)位又位としてともけき其當色の袍を  
 著てま介の具ハ束帶乃時も衣冠れ時も  
 公卿のあゝ織物乃裝束着用のゆゆ  
 きと禁色とゆるさるる覺悟のゆるさるる  
 今世くゆるさるるゆるさるるゆるさるる  
 装束抄ハ深紫深紅と禁色と  
 是存儀よい今長袴乃

(クニニシキ)  
 窠霰乃文あると禁色とゆるさるるゆるさるる  
 子細ゆるさるるゆるさるるゆるさるる  
 覺作

一節會ハ元日白馬踏歌にかるひ哉

ひは元日白馬踏歌。五月五日。九月九日。  
 豊明立后立坊。任大臣等乃宴あはゆるひり  
 子細(西宮北山等抄)ゆるさるるゆるさるる元日白馬踏歌  
 節會今に恒例と行ひゆるさるるゆるさるる  
 絶ゆると近比立后立坊。豊明木の衣あは

以ひ多ひ〜あり

一院官他所の清出とて行幸とす

行幸ハ天子御幸ハ院行啓ハ中宮東宮

かくの〜つら有る〜と 院文とは

以幸とハ〜事よ

衣冠 西宮記号  
宿衣是也宿衣  
直衣共雜袍也  
云

冠 無綫  
衣冠之具 常の袍は〜用  
つらと衣冠と

く〜初巻に〜あり

懸緒 并組懸

かき緒ハ紙より也。束帯。衣冠。直衣。袴。衣以下

皆是と用ひ〜それ組懸也 以紫系  
組之 兼元二年

正月ハ 後鳥羽院蹴鞠乃御時〜りて

〜先たま〜ひと云 志う〜人あや

飛鳥井家乃執 奏〜く 勅許あり

雲井春云後鳥羽  
院也小す〜ら  
蹴鞠の連者とて  
〜は〜ら  
兼元二年ハ  
上皇と長者と  
〜として連署  
乃實表と〜ら  
や〜大炊侍ハ  
太政大臣頼実云の  
点〜竟宴乃

ふりつて正八人中  
八人下八人分り  
ふりつて定む  
下番のつら  
くまれがうら  
おとけはる  
まははに

なり元來遊鞠の鳥帽子のくまを  
おき移りし人ハ衣冠連衣の内冠小も用ひ  
ふふなりされとも束帯乃時ハおと  
系紙もを月ひらふ又地下ハ一向中  
けく武家小おわくも侍従拜任の故  
うけく月ひらふなり

袍縫腋

文官武官ともに衣冠乃内ハ皆縫腋の袍なり  
くつて初きおんなり

(衣) 下衣也  
(單) 帷凡如束帶

衣并單帷

衣の事或ハ袍とも稱を但三條轉法輪  
家ハ束帯の下にくまぬハ縫着サイダクめく  
泊く直衣衣冠持衣の下に用は莫太  
長一是とさぬと稱すくく古來  
連衣衣冠乃内く下ハ單又衣  
着くも也當時指貫小袍くり着す  
を衣冠といひ袍の下に單又ハ衣と着る  
城か糸糸といつりわまりなり

紫濃紫也薄色  
薄紫也餘皆准  
之

浮線綾 文名各  
目鈔載計蝶是  
也

單。衣等ハ以悉セヨハ頗畧儀也但晴カマ  
之ハハ單衣ホトカサヨルモノ也衣乃久  
木略紫。薄色。紅。藕芳。紅梅。萌黃。黃ホ也  
但為人夏ハ單乃上ニモ一レ衣トカサ  
老人ハ生スミノ衣ト悉セヨル也  
用也衣ハ白色乃衣ハ長年乃人用也心并  
聽禁色之人ハ文ワリハ  
用ヨリ也若年ハ藝文老年ノ人ハ遠文但ハ浮線綾ノ丸又名  
尋常ノ用ヨリ之晴ノ時ハ浮織物唐織物等ナリ 裏  
ハ一モ平絹ナリ附ホモヨリてヨク

奴袴 和名鈔奴  
袴 師奴積  
夏指貫 生文三  
重禪云之太文  
後世不用之  
浮織物之時文  
鳥禪固織物之  
時文藤丸之由  
也

奴袴 或用指貫字

衣出衣下端也と出衣サシハ一テ用ハハ多ク又單  
イウ一ハ青單。薄文單。藕芳。黃單も一ハ  
花を以ハ紅單也去冬ハ少クハ張單  
として扱張加油出光之由りて用ハナリ老人ハ白單文ハ  
單文乃綾ナリ帷ハ衣文エモシのためナリ  
ハ一ハ夏ハ生冬ハ練ナリ公卿并聽禁色  
之人ハ文ワリハ  
單文紫薄文  
浮織物固織物  
紫薄黃臨年齡  
木聽禁色殿上人  
たて紫丸白糸と  
織 或ハ紫為色



平絹深又は色を付色をいふ 裏いづれも同じ 又は平絹  
 かり反冬より小被用之又地下不論老若  
 無文清黄して黄ぬる白の糸とりて是と織 或は清黄平絹付  
 多く着用と又於武家法衣ハ清黄ハ平絹  
 侍従少將中將ハ無文織又は清黄 又は白  
 と着用せしむれは紫乃指黄ハ輒ゆるひらき  
 たり一被を以蕃客来聘の時より清沙汰  
 たりて五位法衣ハ無文清黄指黄四位法衣  
 紫法衣ハ中將ハ皆清黄のゆるひらき 着用

のゆるひらき かり織を深又はと小同

下袴 付腰次

下袴ハ儀儀あり十五歳以前の人濃色濃紅 濃紅  
 あり今より濃紅 十六歳以後紅老年乃は白是之  
 あり深濃紅 文定より略儀近代平絹也 下結ケケリの時  
 指黄乃下に用之又腰次ケケリは布の袴なり  
 上結シマウケリの時用之是も単衣等をかさめる時  
 乃事なり

野野 野野 飾少  
 之意也乎

野野 野野 飾少

野野 野野 飾少

野太刀左平緒  
例見應永四年  
北面始記不  
為可之

持野太刀事薩  
戒記鈎殿中將  
入道口傳曰近  
衛同細々出仕  
ニ七背雜色令  
持持繪野太刀  
儀雜色持右手  
ハテ袖ヨリ雜色  
候ハ又時ハ童  
中間十トニ持  
世候

毛板形劔柄間有毛板形金とも号は或ハ革緒劔或ハ平靴  
劔或ハ清府劔とも号と一物として多ク  
名と均たり清府公卿雲客ともハ束帯  
直衣衣冠めもハ革緒今世或組緒 被用之儀中  
大將ハ持繪野太刀公卿の將ハ持繪螺鈿  
野太刀次將并同府シラフ依ハ本地螺鈿野太刀也  
を代次將の人持繪螺鈿野劔とも均  
び各ハ辛テ余随役ト対ニ志多ク此劔を革  
緒ト云ク但武官にわらる人ハ用ハク

繪扇式正也但  
雖暑之比用編  
蝠之事可安平  
雖然直衣之時  
夏持繪扇定例  
也見吉前秘訓

繪扇 付蝙蝠

まろくハ古記ハらるり然ハ今文官の人も  
或ハ是と持クめ多クなり但丁依ハ對置ス  
先ハ常ハ刀ト令持持ル事頗暑儀乃事ハハ  
一向少汰の浪にあらは於武家ハ衣冠の対ハ野劔  
是ハ清府の式靴卷劔サマキキとも革緒ト然ハ若泰  
丹上殿の儀ハ殿上の口にかわく解劔ゲなり也  
冬ハ松扇夏ハ蝙蝠カバガと持ル也但束帯の対ハ  
夏も松扇なり衣冠直衣ハの対極熱ハは

蝙蝠夫不集  
日らるれがみ  
とひふかみ  
あまの風も  
すしうらう

襪

蝙蝠と子細か。老者は袴の扉と拵へ  
近比は夏冬といふは蝙蝠とりの人あり例  
ふるふるさうらう。此と右記よりさうらう  
蝙蝠とは今の末廣也。象議の上ら妻紅なり  
結ハ定る事か。蝙蝠とかもほりつと積也

浅履 付緒太

浅履緒太ハ主下添て着用の事也

一直衣といふるうかり物といふは袴の人の着る式

自冬至春表白浮線綾白粉張裏半絹若年ハ紫成也

秋生文三重若年ハ二藍次に花田次才に裁縫の

狝制專如位袍ハハ花族清花通稱のこころ

ソレも輒不聴之御簾中入立れを若徳之

直衣亦雜袍也故蒙赦免被著之詳見禁秘御鈔

華族文選王文章集序公生日華宗李善注華宗貴族應斯

禁色 與雜袍宣  
 下各別事公卿  
 補任日藤原兼  
 頼萬壽二年二  
 月九日聽禁色  
 十日聽雜袍宣  
 旨正五位上將

まかハ御侍讀或御乳父聽之已上古記  
 及之り但内々めてハ着用何り  
桃花禁葉及禁秘御鈔  
 いろハ殿上人の垂衣をとり也今世  
 直衣とゆりり拵家清花ハ勿論近習の  
 人ハ何れとととと其人乃任先例  
 勅許あり或種姓ハ詔ハ記家ハ春議  
 乃時職之まかハ或納言の時職之或ハ  
 ゆりさるゑく雜勝計又禁色と雜袍  
 との制ハ各別ナリ委別ナリ記之

鳥禪 此鳥用何  
 鳥乎不見裝束  
 諸抄也挑文師  
 有故實乎可尋

一公卿并禁色のハ紋着ハ指貫い  
 垂衣ハかつひハ細ハまれもか  
 こよハ事ハひ也

拵家賣躰乃清時紫二重織物指貫上白  
地文 元服ハはは龜甲指貫其後薄色鳥禪  
龜甲 文已上次薄ハ藤丸次淺黄ハ已上隨年  
 齡法着用何り清花ハ二重織物とのそ  
 紫龜甲指貫より着ハ終アハ兼諸家  
 云卿并禁色ゆりハ鳥禪こと乃文りらハ

にまふ事なり色、清深、年若、次才にうすく  
かりかり程宿徳人の白色、練指、黄、あゝの  
ふり

一世俗、陽、叙、陰、叙、りり、と、事、い、く

叙、陰、陽、と、事、り、り、覚、悟、と、い、或、ハ、諱、圖、或、  
喪、服、乃、付、太、刀、の、化、や、う、り、り、と、い、陰、の  
存、刀、と、事、目、之、い、但、野、叙、と、侍、府、乃、叙  
と、事、い、陰、陽、乃、陽、と、事、式、主、野、叙、ハ  
武、官、の、人、事、い、事、り、或、ハ、侍、府、の、叙、と、事

叙、留、者、叙、位、留、  
官、之、意、也

事、い、と、ふ、と、二、字、に、さ、り、て、あ、い、と  
言、察、と、引、つ、け、く、續、き、お、ま、い、後、と、い、  
近、侍、府、と、事、付、ハ、切、く、よ、る、事、り、り、と、い、日、本、れ  
事、は、是、小、か、さ、り、次、事、り、く、に、い、う、と、い、せ、有、之  
い、左、侍、授、な、く、て、い、叶、く、事、り、り、なり

一、公、卿、の、將、次、將、軍、府、の、佐、乃、り、り、い、く  
と、い、の、將、と、い、或、ハ、中、納、言、中、將、二、位、二、位、中、將、  
中、將、等、と、事、い、それ、中、納、言、の、人、中、將、と、兼、官  
一、或、ハ、二、位、三、位、に、の、り、り、中、將、叙、留

装束要領少

二十一

一、つら子、按家清、花乃介、主、之、以、宰相の中、の、  
 ち、羽林家の中、能家、一、ハ、大、形、く、れ、く、！  
 又、次、將、こ、ハ、中、少、將、乃、事、と、り、以、大、將、了、  
 次、の、ん、こ、ハ、又、同、府、の、佐、と、ハ、左、右、衛、門、左、右、  
 兵、衛、佐、と、り、以、此、府、乃、中、督、ハ、或、ち、中、納、言、  
 是、と、兼、任、せ、り、也、或、ハ、参、議、及、散、二、位、乃、人、  
 任、き、し、れ、ハ、佐、ハ、多、ク、ハ、名、家、の、殿、上、人、任、之、以、  
 出、也、或、同、府、の、佐、と、り、事、作、

11  
 12  
 13

14  
 15

